

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき令和5年4月27日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年6月23日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

神奈川県相模原市(以下略)

(略)株式会社

取締役 氏名(略)

取締役 氏名(略)

### 2 請求の要旨

請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から、請求人が主張する要旨は、次のとおりと認められる。

相模原市長及び中央生活支援課の本件に係る生活保護費の支出に関する決定権者は、請求人が管理する建物(名称略。所在地：相模原市(以下略)。以下「本件共同住宅」という。)の所有者が死去し、相続財産管理人が選任されたことにより、本件共同住宅からの転居・退出における費用全般は、裁判所の許可に基づいて、相続財産管理人により支払われるべき性質のものであるところ、A、B及びCの転居・退出における費用全般を生活保護費から不正に支出した。

請求人は、Cについては請求人への脅迫恐喝容疑で刑事告訴し、Aについては生活保護不正受給による詐欺罪容疑で刑事告発し、いずれも神奈川県警察相模原警察署において受理されている。併せて、Aに対しては、貸付金返還請求の民事調停事件を提起している。

中央生活支援課は、刑事事件に該当する恐れなどを事前に認識していたにもかかわらず、正当な理由なく一方的に転居を進め、刑事事件に関する被疑者の逃亡・証拠隠滅を<sup>ほう</sup>助し、地方公務員としての資質を<sup>おとし</sup>め、本来相続財産管理人から支払われるべき費用を、公金により不正に支出して相模原市に損害を発生させた。

以上の理由から、次のとおり措置を講ずるよう求める。

相模原市が被った損害の補てんに必要な措置として、不正に支出された生活保護費の返還、請求及び法的対応を公正かつ厳正に執り行うこと。

事後的是正に係る措置として、中央生活支援課においては、関係した職員、監督者及び責任職の厳正な処罰と、生活保護受給者への支出についての監査を厳格化し、該当する生活保護不正受給者への法的対応を公正かつ厳正に執り行

うこと。

### 3 請求の受理

令和5年4月27日付けで提出された住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)について、同年5月9日に要件審査を行い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第2 監査の実施

本件監査請求書に記載された事項及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求の要旨のうち、請求人が管理する本件共同住宅の所有者が死去し、相続財産管理人が選任されたことにより、本件共同住宅からの転居・退出における費用全般は、裁判所の許可に基づいて、相続財産管理人により支払われるべき性質のものであるから、相模原市長及び中央生活支援課の本件に係る生活保護費の支給に関する決定権者が、3名の転居・退出に係る費用を生活保護費から支給したことは、違法又は不当な財務会計上の行為に当たるとの請求を監査対象事項とした。

なお、請求の要旨のうち、上記以外については、地方自治法第242条第1項に規定する普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結等の財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないため監査の対象外とした。

### 2 実施の方法

請求人の証拠の提出及び陳述の聴取、関係職員の陳述の聴取並びに関係書類による事実確認をもって、監査を実施した。

#### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

地方自治法第242条第7項に基づき、令和5年5月31日に請求人の役員2名の陳述の聴取を行った。その際、同法第242条第8項の規定に基づき関係職員2名が立ち会った。

#### (2) 関係職員の陳述の聴取

地方自治法第199条第8項に基づき、令和5年5月31日に健康福祉局

生活福祉部長及び同部中央生活支援課長の陳述の聴取を行った。その際、同法第242条第8項の規定に基づき請求人の役員2名が立ち会った。

### (3) 関係書類による事実確認

健康福祉局生活福祉部中央生活支援課に関係書類の提出を求め、事実確認の調査を行った。

## 第3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 請求人の陳述

請求人の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

本件監査請求の「相模原市職員による不当な支出」について、疑問点が3点ある。1点目は、なぜ、明らかに相模原市への損害を発生させる行為を該当職員が行う必要があったのか、2点目は、なぜ、刑事事件の被疑者である特定の生活保護受給者を一方的に優遇せざるを得なかったのか、3点目は、なぜ、相模原市は弊社に対してありもしない詐欺容疑の被害届を提出したのか、である。関連事実を述べるので、ご判断いただきたい。

本件共同住宅の所有者の死去後、居住者のA及びCから、弊社への苦情や嫌がらせ、脅迫による金品の要求が行われた。また、AとCの主張を基に偏った新聞取材がなされ、弊社に不利益な記事が掲載されてしまった。

AとCは生活保護受給者でありながら、共謀して意図的に名義変更した車両を使用していた。中央生活支援課がこの詐欺罪に該当する犯罪行為を知りながらその証拠隠滅に加担したとするならば、それは刑法第62条に定める<sup>ほう</sup>幫助に該当する行為である。

新聞社の偏向報道や、反社会的な人物であるA及びCの一方的な言い分を基に、相模原市役所は無実の人間に対して被害届を提出しており、相模原市の弊社への対応はあまりにずさんで無責任である。

まずは、本件職員措置請求の該当要件である「退去・引っ越し費用などの不正な支出」につき、真摯に改善措置を講じることを要望する。

### 2 関係職員の陳述

関係職員の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

転居費用の支給は、被保護者に対する必要な保護として、生活保護法及び生

活保護法による保護の実施要領の規定に照らして適切に行われており、違法又は不当な支出には当たらない。

また、生活保護の実施機関として、高齢者や障害者など、アパート等の入退去に関する手続きに支援が必要な者に対して、本人からの相談を受け、担当ケースワーカーが管理会社等と調整を図るなどの支援は業務の範囲内であり、本件に関しても被保護者の相談に応じて支援を実施したもので、刑事事件被疑者の逃亡・証拠隠滅の<sup>ほう</sup>助には当たらない。

以上の理由から、違法又は不当な点は認められないので、請求人の請求は理由なしとして棄却されるべきである。

### 3 関係法令

生活保護法(昭和25年法律第144号)の定め

#### (1) 目的

日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、生活保護法は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

#### (2) 基本原理

このような目的を達成するため、生活保護法は次のような基本原理によって支えられている。

##### ア 国家責任による最低生活保障の原理(第1条)

国はその責任において、生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、保護を受ける者の自立の助長を図らなければならないとする原理である。

##### イ 無差別平等の原理(第2条)

生活に困窮するすべての国民は、生活保護法の定める要件を満たす限り、同法による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができるとする原理である。

##### ウ 最低生活保障の原理(第3条)

生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水

準を維持することができるものでなければならないとする原理である。

#### エ 保護の補足性の原理(第4条)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ(第4条第1項)、民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて保護に優先して行われる(第4条第2項)とする原理である。

生活保護は最低限度の生活を維持することができない場合の社会保障制度であるので、各自がその資産・能力・他法による扶養扶助に応じて最善の努力をすることが必要であり、そのような努力をしてもなおかつ最低限度の生活を営むことができない場合に、はじめて保護が行われるということである。

#### (3) 生活保護法の解釈及び運用

生活保護法第1条から第4条までに規定するところは、同法の基本原理であって、同法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない(第5条)。

#### 4 関係書類による事実確認

本件共同住宅の相続財産管理人への照会及び回答に関する記録並びにA、B及びCの転居費用の支給を決定するまでの経緯、支給上限額等について、ケース記録、生活保護法による保護申請書、支出に関する帳票等の関係資料により確認した。

#### (1) Aに対する保護決定の経緯

ア 令和4年8月16日に請求人から中央生活支援課に対し、本件共同住宅の所有者が死亡したことにより、今後、相続財産管理人を選任し、財産整理を行う予定である旨の連絡

イ 令和4年10月4日に中央生活支援課に対し、腰痛がひどく階段の上り下りが困難になってきており転居したい旨の相談

ウ 令和4年10月17日に中央生活支援課が、同月13日付けで発出された、本件共同住宅について具体的な方針は決まっていない旨の相続財産管理人からの文書を収受

エ ウを受け、中央生活支援課が相続財産管理人に問い合わせたところ、Aは

近い将来退去を求められる状況にあること及び転居費用の支出について裁判所の許可が下りるか不明であることを確認し、転居の必要性及びこれに伴う費用の支給が必要であると認識

オ 令和4年10月18日に中央生活支援課に対し、転居に係る敷金等を理由とする保護の変更の申請

カ 令和4年10月19日に中央生活支援課において、本件共同住宅に関し相続財産管理人が選任されたこと、今後の居住継続が困難なことから、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号。厚生省社会局保護課長通知(以下「課長通知」という。))の第7の問30「『転居に際し、敷金等を必要とする場合』とは、どのような場合をいうか」の答14「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」に準ずる状況と判断し、敷金等(170,910円)の支給を認める保護決定

キ 令和4年11月3日に転居

## (2) Bに対する保護決定の経緯

ア 令和4年8月16日に請求人から中央生活支援課に対し、本件共同住宅の所有者が死亡したことにより、今後、相続財産管理人を選任し、財産整理を行う予定である旨の連絡

イ 令和4年10月14日に中央生活支援課が家庭訪問した際、転居先を探している状況であることを確認

ウ 令和4年10月17日に中央生活支援課が、同月13日付けで発出された、本件共同住宅について具体的な方針は決まっていない旨の相続財産管理人からの文書を収受

エ 令和4年11月、Bが本件共同住宅の取壊しの話聞いたとして、再度転居について相談があり、中央生活支援課が相続財産管理人に連絡したところ、現時点でも転居費用の支出について裁判所の許可が下りるか依然として不明であり、転居の必要性及びこれに伴う費用の支給が必要であると認識

オ 令和4年11月24日に中央生活支援課に対し、転居に係る敷金等を理由とする保護の変更の申請

カ オと同日に中央生活支援課において、本件共同住宅に関し相続財産管理人が選任されたこと、今後の居住継続が困難なことから、課長通知の第7の問30「『転居に際し、敷金等を必要とする場合』とは、どのような場合をいうか」の答14「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」に準ずる状況と判断し、敷金等(168,960円)の支給を認める保護決定

キ 令和4年12月13日に転居

### (3) Cに対する保護決定の経緯

ア 令和4年2月22日にごみ屋敷同然だった隣室でネズミの動く音が聞こえる等住環境に問題があり、転居を希望する旨を中央生活支援課に相談

イ 令和4年3月3日に中央生活支援課が請求人に連絡し、隣室の借主が入院中で、ごみや排泄物の撤去完了に時間がかかることを確認

ウ 令和4年3月7日に中央生活支援課が家庭訪問し、隣室の状況及び体調について聴取

エ 令和4年3月9日に中央生活支援課のケース診断会議において、生活上の義務の履行及び保護の目的達成に必要な事項として速やかに転居指導を行うことを決定

オ 令和4年3月25日に中央生活支援課に対し、転居に係る敷金等を理由とする保護の変更の申請

カ オと同日に中央生活支援課が、敷金等(223,050円)の支給を認める保護決定

キ 令和4年4月12日に転居

## 第4 監査委員の判断

### 1 請求人の主張

本件監査請求では、請求人は、相模原市が本来相続財産管理人が支払うべき転居費用を考慮することなく、A、B及びCの転居費用を生活保護費として支給したことが不正であるとし、相模原市が転居費用を生活保護費として支給したことが「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として

行われる」という保護の補足性の原理(生活保護法第4条)に反する違法な行為であると主張しているものである。

## 2 生活保護法における基本原理

ところで、すでに述べたとおり、生活保護の制度は、生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とするものであるから、生活保護の支給決定に当たっては、国家責任による最低生活保障の原理(第1条)、無差別平等の原理(第2条)及び最低生活保障の原理(第3条)と同時に、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする保護の補足性の原理(第4条)による必要がある。

本件においては、相続財産管理人が支払うべき転居費用が、保護の補足性の原理でいう「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」に該当するかが問題となる。

## 3 本件建物賃貸借契約における転居費用について

一般に、建物賃貸借契約における転居費用については、賃借人が自ら賃貸借契約の解約申入れを行った場合は、賃貸借契約上の定め又は賃貸人が特に転居費用を支払う旨を申し出ることがなければ、賃貸人は賃借人の転居費用を負担しないのが原則である。このことは、相続財産管理人であっても同じである。

## 4 本件における転居費用の負担についての定め又は意思表示

(1) A、B及びCそれぞれと本件共同住宅の所有者との間において交わされた本件共同住宅の賃貸借契約書を確認したところ、賃借人が解約申入れを行ったときに、賃貸人が転居費用を支払う旨の定めはない。

(2) また、次に述べるように、中央生活支援課がA、B及びCについて転居費用の支給を決定するまでの主な経緯からすれば、相続財産管理人が転居費用を支払う旨の申し出があったとは認められない。

### ア Aについて

(ア) 令和4年10月17日に中央生活支援課が、同月13日付けで発出された、本件共同住宅について具体的な方針は決まっていない旨の相続財産管理人からの文書を収受した。

(イ)(ア)を受け、中央生活支援課が相続財産管理人に問い合わせたところ、

Aは近い将来退去を求められる状況にあること及び転居費用の支出について裁判所の許可が下りるか不明であることを確認した。

イ Bについて

(ア) 令和4年10月17日に中央生活支援課が、同月13日付けで発出された、本件共同住宅について具体的な方針は決まっていない旨の相続財産管理人からの文書を収受した。

(イ) 令和4年11月、Bが本件共同住宅の取壊しの話聞いたとして、再度転居について相談があり、中央生活支援課が相続財産管理人に連絡したところ、現時点でも転居費用の支出について裁判所の許可が下りるか依然として不明であることを確認した。

ウ Cについて

(ア) 令和4年2月22日にごみ屋敷同然の隣室でネズミの動く音が聞こえる等住環境に問題があるため転居を希望する旨の相談があり、その後、隣室の状況及びCの体調を確認した上で、同年3月9日のケース診断会議において、速やかに転居指導を行うことを決定した。

(イ) 令和4年3月25日に転居に係る保護申請書の提出があり、同日に、敷金等の支給を認める保護決定を行った。

(ウ) なお、転居については相続財産管理人が選任される前の令和4年4月12日に完了している。

これらの経緯から明らかなおり、いずれも相続財産管理人から転居費用を支払うという申し出はなかった。

とすれば、本件において、相模原市が相続財産管理人からの転居費用の支払を考慮せずに敷金等の支給を認める決定をしても何ら保護の補足性の原理に反するものではなく、違法又は不当な行為があったとはいえない。

## 5 結論

以上のことから、請求人の主張のうち、監査対象事項についてはいずれも理由がないため棄却し、その余の部分については住民監査請求の対象とならないので却下する。

## 第5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての

意見を述べる。

#### 1 転居に係る費用について

今回の監査請求の対象となった生活保護受給者の転居の経緯は既に述べたとおりであるが、関係職員の陳述において、相続財産管理人から転居費用の支払の可能性が示され、現在相談を進めているとの状況を確認した。また、支払が可能となった場合は生活保護法第63条に規定する生活保護費の返還請求を想定している見解も示されていることから、引き続き法令等に従い当該生活保護受給者及び相続財産管理人との協議を進められたい。

#### 2 ケース記録について

生活保護法の施行に関する規則(平成15年相模原市規則第16号)第2条では備付書類の一つとしてケース記録票を規定しており、今回の監査においても対象となった生活保護受給者のケース記録票を確認したところであるが、相続財産管理人に問い合わせた日にちや内容等の一部の記録が確認できず、関係職員の陳述及び質問で明らかになったものがあった。

ケース記録票は、被保護者の自立を助長し必要な支援を行うための書類であることから、その重要性を改めて認識し、適時適切に作成するよう要望する。



(令和5年4月27日付けで提出された住民監査請求書)

## 相模原市職員措置請求書

### 相模原市中央生活支援課に関する措置請求の要旨

#### 1 請求の要旨

(1) 市長及び相模原市中央生活支援課の下記3名の生活保護受給者における当時の生活保護費に関する決定権者

氏名(略。以下「A」という。)

氏名(略。以下「B」という。)

氏名(略。以下「C」という。)

(2) 相模原市中央生活支援課は、上記3名の生活保護受給者において、弊社管理物件からの「転居・退出における費用全般」(転居先物件の契約金、及び引越し代金など)を、公金より不正に支出し、併せて、実質的に、刑事事件被疑者の逃亡・証拠隠滅などをほう助した。

(3) 上記3名は、弊社管理物件である「建物(名称略。以下「本件共同住宅」という。)」(所在地:神奈川県相模原市(以下略))に居住していたが、令和4年2月に「本件共同住宅」所有者が死去され、令和4年5月に弊社より、横浜家庭裁判所川崎支部へ、相続財産管理人選定の申立てをし、同年9月に管財人弁護士が選定されました。

よって、「本件共同住宅」の入居者にかかる「転居・退出における費用全般」は、裁判所の許可に基づいて、管財人より全て支払われるべき性質のものであり、実際に同物件の上記3名以外の他入居者は、転居・退出にあたり全額支払われた。

しかし、上記3名においては、本人と相模原市中央生活支援課より、弊社と管財人弁護士へ、転居・退出についての一方的な連絡がされたのみで、その費用等については、本来支払われるべき費用が管財人より支払われず、公金より不正に支出された。

A 令和4年12月末日退出

B 令和4年11月末日退出

C 令和4年4月12日退出

また、この3名のうち、A、Cの2名において、Cは、弊社への「脅迫恐喝容疑」にて刑事告訴(令和5年1月10日付 受理番号 令和5年56号、及び57号)、Aは、「生活保護不正受給による詐欺罪容疑」にて刑事告発(令和5年4月10日付 受理番号令和5年730号)をされており、いずれも、神奈川県警察相模原警察署において受理されている。

受理された刑事告発状へ記載の通り、令和4年8月26日に、弊社より、相模原市中央生活支援課へ、生活保護費不正受給の情報を、確たる証拠と併せて提出した。

しかし、不正受給情報を提出した直後、詐欺罪容疑の証拠品である車輛などは、隠蔽されてしまった。

弊社による情報提供事実や、提供情報の内容が、被疑者に伝わりこのような結果を招いた。

併せて、Aに対しては、弊社よりの「貸付金返還請求の民事調停事件」が提起されており、Aと、内縁関係であるBについては、逃亡の為、緊急的に弊社管理物件「本件共同住宅」からの転居を要した。

Aの民事調停事件の主張内容によれば、Cが介在していることは明らかだが、この民事調停事件における、Aの法定代理人弁護士は、相模原市中央生活支援課が仲介した。

更に、Aの退出後、居室の鍵を弊社に持参し返還したのも、相模原市中央生活支援課である。

(4) 相模原市中央生活支援課においては、上記のように刑事事件に該当する恐れなどを、事前に認識していたにも関わらず、正当な理由なく、上記3名の主張に応じ、一方的に「本件共同住宅」からの転居を進め、刑事事件に関する被疑者の逃亡・証拠隠滅をほう助し、公人たる地方公務員としての資質を貶め、本来支払われるべき費用を、公金より不正に支出して相模原市に損害を発生させた。

(6) 事後的是正にかかる措置として、相模原市中央生活支援課においては、関係した職員、監督者、責任職の厳正な処罰と、生活保護受給者への支出についての監査を厳格化し、該当する生活保護不正受給者への法的対応(被害届の提出・刑事告訴、警察への捜査協力など)を公正かつ厳正に執り行うこと。

また、相模原市が被った損害の補てんに必要な措置として、不正に支出された生活保護費の返還、請求および法的対応を公正かつ厳正に執り行うこと。

上記の措置を求める。

請求者

神奈川県相模原市(以下略)

(略)株式会社 印

代表取締役 氏名(略)

取締役 氏名(略)

取締役 氏名(略)

電話番号(略)

地方自治法第242第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和5年4月27日

相模原市監査委員宛

(書面の内容は、令和5年5月2日に補正された住民監査請求書の原文のまま記載した。)

事実証明書類(添付省略)

- 1 A、B及びCそれぞれと本件共同住宅の所有者との間において交わされた住宅賃貸借契約書の写し
- 2 本件共同住宅所有者の相続財産管理人選任審判(令和4年9月8日付け)並びに家事審判申立書及び上申書の写し
- 3 相続財産管理人がA、B及びC以外の本件共同住宅の入居者1名の退去に係る費用を支出したことを示す書類の写し及び請求人から相続財産管理人への本件共同住宅についての経緯報告の写し(令和5年2月27日付け)

- 4 請求人を告発人とし、Aを被告発人とする相模原警察署長への告発状の写し(令和5年4月10日付け)
- 5 請求人を告訴人及び請求人の社員を告訴人とし、Cを被告告訴人とする相模原警察署長への2件の告訴状の写し(令和5年1月10日付け)
- 6 請求人の社員から中央生活支援課に宛てた生活保護の不正受給に該当すると推察される事実報告の写し(令和4年8月24日付け)
- 7 Aの手續代理人弁護士から相模原簡易裁判所調停係に提出された第1準備書面の写し(令和4年12月12日付け)

(令和5年5月2日付けで補正が行われた際に提出された事実証明書類)

- 1 相続財産管理人と請求人の社員の通話録音記録(令和5年1月30日録音)
- 2 相続財産管理人からA、B及びC以外の本件共同住宅の入居者1名に宛てたご連絡の写し(令和5年1月6日付け)

(令和5年5月30日付けで提出された事実証明書類)

- 1 請求人の社員から神奈川県公安委員会に宛てた苦情申出書の写し(令和5年1月13日付け)
- 2 請求人から神奈川県公安委員会に宛てた苦情申出書の写し(令和4年12月26日付け)
- 3 Cの会話記録(音声1から音声3まで)

(令和5年5月31日付けで提出された事実証明書類)

請求人から相模原市監査課に宛てた代表取締役についての文書(令和5年5月29日付け)

(令和5年6月5日付けで提出された事実証明書類)

職員措置請求 追加疎明資料

- 1 請求人の社員が相続財産管理人に宛てて送付した本件共同住宅についての経緯報告の写し(令和5年2月7日付け)
- 2 相模原簡易裁判所事件番号令和4年(ノ)第37号照会書(回答書)の写し(令和4年10月26日付け)

3 請求人の社員から相模原市監査委員への本件共同住宅退去についての文書(令和5年6月1日付け)

4 A及びBを差出人とするC記入とする請求人宛て封書の写し

(令和5年6月6日付けで提出された事実証明書類)

請求人の社員から提出された職員措置請求 追加疎明資料

(令和5年6月8日付けで提出された事実証明書類)

請求人の社員から提出された職員措置請求 追加疎明資料